

国民年金だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

国民年金の納付について

国民年金の保険料は、毎年度改定されます。平成25年度は、月額15,040円です。毎月の保険料は、日本年金機構が送付する1年分の「納付書」で、翌月の末日までに納めます。

納付書を紛失した場合は、年金事務所に再発行を依頼してください。保険料は納期限後2年を過ぎると納められなくなります。

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、コンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

納めた保険料は、全額が所得税、個人市・県民税の社会保険料控除の対象になりますので、領収証は大切に保管してください。

お得な前納割引制度

保険料は、1年分や6カ月分など前納（期限前に一括して納めること）すると、表のよう

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
2月26日（水）
3月26日（水）

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



前納割引の申し込み

口座振替での1年分または6カ月分（4～9月、10～3月）の前納希望者は、振替2カ月前までに年金事務所に申し込む必要があります。納付書による前納は、年度

に割引になり、大変お得です。なお、一部納付（一部免除）についても納付書による前納割引制度が設けられています。詳しいことは年金事務所に、問い合わせください。

●平成25年度分（平成25年4月～平成26年3月分）の割引例

	本来の年間保険料	割引後の年間保険料	年間割引額
通常	翌月末払い（納付書・口座）	180,480円	0円
1年分前納	口座振替	176,700円	3,780円
	納付書	177,280円	3,200円
6カ月分前納	口座振替	178,420円	2,060円（1,030円×2回割引）
	納付書	179,020円	1,460円（730円×2回割引）
当月末払い（口座振替・早割）		179,880円	600円（50円×12回割引）

※平成26年度分も前納割引が適用される予定です。

途中ででも随時申し込み可能ですので検討ください。

医療保険だより

病院での支払いが高額になったとき、
なりそうなきとき

医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が、後から払い戻されます（高額療養費制度）。

Q 医療機関での自己負担額が高額になったときは？

A 医療機関に支払った自己負担額が一定の限度額（自己負担限度額）を超えた場合、申請をし、認められれば高額療養費として後から払い戻されます。申請には医療機関の領収書が必要です。

Q 医療費が高額になりそうなきとき、初めから支払いを自己負担限度額で止めるには？

A 医療機関窓口で保険証と一緒に「限度額適用認定証」を提示することで、支払いを自己負担限度額で止めることができます。

70歳以上74歳以下の方は、ピンク色の「高齢受給者証」の提示で、支払いが自己負担限度額までになります。交付申請は不要です。個人市・県民税非課税世帯については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付ができます。

Q 限度額適用認定証の交付を受けるには？

A 本人の国民健康保険証と世帯主の印鑑が必要です。郵送での申請も可能です。代理人の申請の場合、身分証明書（免許証や保険証）と代理人の印鑑も必要になります。

※記事の内容は、国民健康保険制度に関する内容です。そのほかの保険の場合は、職場など加入先に確認ください。

市民課 保険医療係

☎42・1191